

兵庫県公報

令和7年4月30日 水曜日 第612号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和8年度兵庫県立総合衛生学院入学試験の実施（医務課）	1
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	3
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	4
○ 建築基準法に基づく構造計算適合性判定機関の変更の届出（建築指導課）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 落札者等の公示（県民生活部総務課）	5
○ 二級河川宮川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	5
○ 二級河川芦川水系河川整備基本方針の策定（同）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	9
病院局公告	
○ 入札公告	9
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	11
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
公安委員会規則	
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則	17

公布された法令のあらまし

◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第377号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和8年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修 業 年 限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 20人 程度 (うち県 内優先 枠10人 程度)	1年	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第21条各号のいずれかに 該当する女子(本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。)	第1次試験 令和8年1月16日(金) 午前9時20分から	1 学科試験 専門基礎分野・基礎 看護学・小児看護学 ・母性看護学 2 小論文(学科試験 合格者のみを採点対 象とする。)
				第2次試験 令和8年1月17日(土) 午前9時20分から	面接(学科試験合格者 に限る。)
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 40人 程度	3年	准看護師として3年以 上業務に従事している者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)又は学校教育法(昭 和22年法律第26号)第90 条第1項の規定に該当す る(本学院入学時におい て該当する見込みの者 を含む。)准看護師(本学院 入学時において当該免許 を取得している見込みの 者を含む。)	学科試験・面接 令和7年12月6日(土) 午前9時15分から	学科試験 (1)国語(近代以降の 文章) (2)専門基礎分野・専 門分野(准看護師 試験に準ずる。) 面接
歯科衛生 学科	推薦 20人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は 中等教育学校を令和8 年3月卒業見込みで当 該学校長が推薦した者 2 調査書の学習成績概 評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず 本学院に入学し、卒業 後、県内に勤務する予 定の者	学科試験・面接 令和7年11月5日(水) 午前9時15分から	学科試験 国語(近代以降の文 章) 面接
	一般 20人 程度	3年	学校教育法第90条第1 項の規定に該当する者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)	学科試験・面接 令和7年12月6日(土) 午前9時15分から	学科試験 (1)国語(近代以降の 文章) (2)英語 面接

2 試験場所

神戸市長田区腕塚町5丁目2番1号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書（兵庫県立総合衛生学院において、令和7年6月16日（月）から同年12月12日（金）まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、下記(4)の受験料（普通為替）を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間（いずれも、提出期間最終日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	令和7年11月25日（火）から同年12月12日（金）まで
看護学科2年課程（定時制）	一般	令和7年10月20日（月）から同年11月7日（金）まで
歯科衛生学科	推薦	令和7年10月17日（金）から同年10月24日（金）まで
	一般	令和7年11月17日（月）から同年11月25日（火）まで

(3) 提出先

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5丁目2番1号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

助産学科：13,000円（普通為替）

看護学科2年課程（定時制）：4,400円（普通為替）

歯科衛生学科：5,800円（普通為替）

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話（078）771-5122（代表）



兵庫県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
山崎土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	山崎地区	令和7年4月17日



兵庫県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市千種町岩野辺字宗山629の2、629の34、629の35、字高谷881の11、881の36、881の37、字森脇1058の13、1058の38、1058の39、字山根1250の44、1250の57、1250の58、1250の63から1250の67まで、1250の69から1250の71まで、字小河1386の1、1386の2、1386の76から1386の79まで、1386の93、1386の94、字越峠2582の25、2582の26、2582の50

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月30日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年4月30日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 2号	姫路市西今宿一丁目507番4から 同 市西今宿一丁目480番1まで	旧	34.0から 52.0まで	87.0	
		新	27.0から 47.0まで	87.0	



兵庫県告示第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があった。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
一般財団法人日本建築センター	事務所の所在地	大阪府中央区南本町1丁目7番15号	大阪府中央区本町一丁目4番8号	令和7年4月30日

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A307274	令和8年4月16日	南あわじ市	淡路県民局	令和7年4月



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年4月30日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫陶芸美術館ほか6施設で使用する電気 予定数量7,265,062キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県民生活部総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年2月7日
- 4 落札者の名称及び住所
中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額（税抜）
135,374,389円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年12月20日



二級河川宮川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川宮川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県土木部総合治水課及び阪神南県民センター西宮土木事務所において公表する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦



二級河川芦川水系河川整備基本方針の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川芦屋川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県土木部総合治水課及び阪神南県民センター西宮土木事務所において公表する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三木店
所在地 三木市大村字砂163ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府中央区日本橋二丁目7番13号 福永ビル2階A号室	原本一正

外16者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
株式会社YANESEKO	加古川市加古川町栗津819番地の1	矢根和紀
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府中央区千日前一丁目4-8 千日前Msビル5F	原本一正

外15者

4 変更年月日

令和7年4月5日ほか

5 届出年月日

令和7年4月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年4月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年9月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン南淡路ショッピングセンター
所在地 南あわじ市賀集八幡北字東内378番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目1番16号	浜田宏幸
株式会社オカノペーカー	姫路市御国野町国分寺391番地	宇野和仁

外4者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目1番16号	柳沢啓
岡野食品株式会社	姫路市御国野町国分寺387番地1	宮司直人

外4者

4 変更年月日

令和7年3月1日ほか

5 届出年月日

令和7年4月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年4月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年9月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 志染駅前第2商業ビル  
所在地 三木市志染町西自由が丘一丁目324番地
- 2 法第8条第1項の規定により三木市から述べられた意見の概要
  - (1) 廃棄物の保管場所の位置や構造を変更する場合、廃棄物が処理又は処理のために搬出されるまでの間、廃棄物を適切に管理し散乱等を防止するとともに、悪臭や衛生上の問題、廃棄物の搬出作業に伴う騒音により周囲に与える影響を最小限のものとすること。
  - (2) 廃棄物に係る事項で周辺との問題が生じた際には、責任を持って対応すること。
  - (3) 駐車区画の変更や附属施設又は設備等の配置の変更を行う場合、騒音の防止又は緩和の観点から配慮してこれを行うこと。特に、住居に面している方向には、騒音の発生源を極力配置しないこと。
  - (4) 敷地内での自動車騒音について考慮し、誘導員による交通誘導、アイドリング・クラクション・空ぶかし等に係る注意喚起、青少年等の蟻集防止のため警備員による巡回等必要な措置を講じること。
  - (5) 騒音に係る事項で周辺との問題が生じた際には、責任を持って対応すること。
  - (6) 小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者は、小売業者と協力して、廃棄物の減量化及びリサイクル活動並びにその内容についての地域の住民等への情報公開を推進するよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年4月30日から1月間

~~~~~

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

については、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス加古川平岡店
所在地 加古川市平岡町一色下池592-4ほか
- 2 法第8条第1項の規定により加古川市から述べられた意見の概要
 - (1) 近隣は交通量も多く緊急車両の通行も想定されるため、届出にある対策など確実に実施すること。
 - (2) 三ツ池に排水等放流する場合は、ため池管理者へ協議すること。
 - (3) 敷地境界での騒音規制基準を遵守し、周辺生活環境に十分配慮すること。近隣住民から公害に関する苦情があれば迅速かつ誠意をもって対応すること。
 - (4) 廃棄物等の運搬・処理等の計画のとおり適切に処理すること。
 - (5) 申請地西側に接する道は平岡南小学校の通学路となっているため、児童・生徒の通学の安全に十分配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年4月30日から1月間



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年4月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
稲美町	東播都市計画公園	国安皿池東公園
加西市	東播都市計画地区計画	統合中学校・北条高等学校周辺地区地区計画

病 院 局 公 告

入札公告

以下の業務について、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年4月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 業務内容

(1) 購入物品及び数量

令和7年度省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告書作成支援等にかかる業務委託 一式

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

(3) 納入場所

兵庫県病院局経営課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館12階

(4) 納入に関する条件等

入札説明書に定める仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) その他、入札説明書に示す参加資格のとおり。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話 (078) 341-7711 内線76057
E-mail:Masaki_Isogai@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間
令和7年4月30日（水）から同年5月12日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所（予定）
令和7年5月27日（火）14時 兵庫県庁別館1階A会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年5月26日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。その際、封書に「入札書」と標記の上、あて名及び前出1(1)に示した件名を記入すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年5月23日（金）正午までに納入しなければならない。または、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。または、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務を履行できることを確認するための書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書の作成方法について入札説明書に従うこと。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エまたはオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他

詳細は、入札説明書による。



政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和7年4月30日

兵庫県病院事業 契約担当者
 兵庫県立西宮病院長 野 口 眞三郎

1 プロポーザルの概要

- (1) 名称

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務委託事業者選定に係るプロポーザル
- (2) 募集要項

別途配布する「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務委託業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。
- (3) 契約期間

契約締結日から令和8年6月30日までとする。
 ただし、現時点で開院時期未定のため、別途協議する。
- (4) 履行場所
 - ア 移転元
 - (7) 兵庫県立西宮病院 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号
 - (イ) 西宮市立中央病院 兵庫県西宮市林田町8番24号
 - イ 移転先

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称） 兵庫県西宮市津門大塚町

2 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、参加することができる。

- (1) 日本国内において、過去5年以内で3件以上一般病床300床以上の病院における移転業務の経験を有する者であり、かつ、敷地内移転でない入院患者移送業務の経験を有する者であること。
- (2) 兵庫県立西宮病院及び西宮市立中央病院に、病院移転業務を経験している者をそれぞれ駐在させることができる者であること。
- (3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- イ 本公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ウ 暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当する者
暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
- カ 本公告日から本公告に係る業務の受託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (7) 成年被後見人又は被保佐人
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (9) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 暴力団の構成員等
- ケ 兵庫県税を滞納している者

3 参加手続

(1) 事務局

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号
兵庫県立西宮病院総務部新病院担当
電話（0798）34-5151（代表）内線3308
E-mail : Nishinomiya_hos@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年4月30日（水）から同年5月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

- (7) 上記(1)に同じ
- (4) インターネットからのダウンロード
URL:<https://www.nishihosp.nishinomiya.hyogo.jp/news/>

(3) 見学会

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、原則として次に示す見学会に参加すること。

ア 日時

令和7年5月8日（木）午後

イ 場所

兵庫県立西宮病院及び西宮市立中央病院

ウ 留意事項

出席者数は、1参加希望者当たり2名以内とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、参加希望者が持参又は郵送とする。

イ 受付期間

持参の場合は、令和7年5月7日（水）から同月27日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に持参することとし、郵送の場合は、同月27日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の様式により行うこととし、参加希望者が持参、電子メール又は郵送すること。

イ 受付期間

持参の場合は、令和7年5月12日（月）から同月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に持参することとし、電子メール又は郵送の場合は、同月19日（月）必着とする。

ウ 回答方法

令和7年5月23日（金）から同月27日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、参加表明書を提出した者全員に対して順次電子メール又はFAXにより回答する。

エ 質問書提出場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

持参の場合は、令和7年5月28日（水）から同年6月12日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に持参することとし、郵送の場合は、同年6月12日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要項に定める。

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書等を提出した者（以下「参加者」という。）には、提出された企画提案内容等についてのプレゼンテーションを求める場合がある。

イ プレゼンテーションの実施日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を選定する。

(3) 選定結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）新病院移転業務委託契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 企画提案書等提出書類（以下「提出書類」という。）の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類に記載された個人情報、事業者の選定のための評価・手続に使用すること以外に、参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 提出書類について、募集要項に定める様式に適合しない場合は、応募を無効とすることがある。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- キ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。ただし、誤字・脱字等軽微な修正は、この限りではない。
- (3) 参加に要する費用
プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) その他
詳細は、募集要項による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr. Noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Proposals for complete set of relocation services for Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital and
Nishinomiya Municipal Central Hospital
- (3) The acceptance period for the submission of applications from:
From May 7, 2025 through May 27, 2025
- (4) The acceptance period for the submission of proposals:
From May 28, 2025 through June 12, 2025
- (5) Contact point for the notice:
General Affairs Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital, 13-9, Rokutanji-cho,
Nishinomiya-shi, Hyogo 662-0918
TEL (0798) 34-5151 extension 3308

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年4月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

介護老人保健施設 アネシス兵庫	同 市兵庫区吉田町1丁目8-21
-----------------	------------------

」

を
「

医療法人社団 創生会 介護老人保健施設 アネシス兵庫	同 市兵庫区吉田町1丁目8-21
----------------------------	------------------

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

特別養護老人ホーム 長田すみれ園	同 市長田区鹿松町2丁目9-43
------------------	------------------

」

を
「

特別養護老人ホーム 長田すみれ園	同 市長田区雲雀ヶ丘1丁目1-3
------------------	------------------

」

に
「

特別養護老人ホーム 大慈智音園	同 市西区玉津町今津364-61
-----------------	------------------

」

を
「

特別養護老人ホーム 大慈智音園	同 市西区玉津町今津364-61
介護付有料老人ホーム さわやかこうべにし館	同 市西区玉津町新方549

」

に、尼崎市の項中

「

尼崎市	特別養護老人ホーム 喜楽苑	尼崎市長洲西通2丁目8-3
	尼崎市立養護老人ホーム 長安寮	同 市東難波町4丁目9-27

」

を
「

尼崎市	特別養護老人ホーム 喜楽苑	尼崎市長洲西通2丁目8-3
-----	---------------	---------------

」

に、明石市の項中

「

J A兵庫南 ふぁーみんの里 明石	同 市二見町東二見251-1
-------------------	----------------

」

を

「

J A兵庫南 ふぁーみんの里 明石	同 市二見町東二見 251—1
介護付有料老人ホーム さわやかあかしの里	同 市二見町東二見 1159—6

に、加古川市の項中

「

社会福祉法人 カリタスの里 浜の宮松竹園	同 市別府町新野辺 538—9
----------------------	-----------------

を

「

社会福祉法人 カリタスの里 浜の宮松竹園	同 市別府町新野辺 538—9
介護付有料老人ホーム エクセレント加古川	同 市別府町新野辺 2264

に、三木市の項中

「

ケアハウス りんどうの里	同 市志染町四合谷字伊賀ノ垣 341
--------------	--------------------

を

「

ケアハウス りんどうの里	同 市志染町四合谷字伊賀ノ垣 341
特別養護老人ホーム 三木すみれ園	同 市志染町青山7丁目 1—18

に、改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表佐用町の項中

「

障害者支援施設 シャイン	同 町林崎 662—10
--------------	--------------

を

「

障害者支援施設 シャイン	同 町林崎 662—10
--------------	--------------

4 救護施設及び更生施設

市町名	施設の名称	施設の所在地
神戸市	社会福祉法人向陽福祉会 救護施設ひまわり苑	神戸市北区有野町有野 1511—2

に、改める。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第8号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則（昭和36年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第6号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

障害給付一時金請求書

(表)

兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長)		請求年月日	年 月 日
下記のとおり障害給付一時金を請求します。		(請求者) 住所	
		氏名	
1 協力援助者			
住所			
氏名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日		3 治癒年月日	
年 月 日		年 月 日	
4 障害等級		第 級	
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付一時金請求金額 (給付基礎額) (倍数)			
円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
9 送 金 先	銀行名		※受理 年 月 日
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定 年 月 日
	名義 (カタカナで、記入して下さい)		※支払 年 月 日
	口座番号		※決定金額 円

(裏)

※ 10 給付基礎額の証明	給付基礎額			円
	内 訳	基準額		円
		扶養親族	子	人
	その他		人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記載すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記載するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

様式第5号（第4条関係）

遺族給付一時金請求書

（表）

兵庫県公安委員会 殿 （兵庫県警察本部長） 下記のとおり遺族給付一時金を請求します。			請求年月日	年 月 日	
			（請求者） 住所 氏名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			3 死亡年月日 年 月 日		
4 遺族給付一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	協力援助者との続柄又は関係	(給付基礎額) (倍数)	$\left[\begin{array}{l} \text{支給された年} \\ \text{金及び前払一} \\ \text{時金の額の総} \\ \text{計} \end{array} \right]$ $\left(\quad \times \quad - \quad \right)$ $\times \frac{1}{\quad} = \quad \text{円}$ (受給権者の数)
	遺族給付年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計 (支給された前払一時金の額)
					円
			円		
遺族給付年金前払一時金が支給されていた場合				円	
総 計				円	
5 遺族給付一時金請求金額				円	
6 添付する書類その他の資料名					
7 送金先	銀行名		※受理	年 月 日	
	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年 月 日	
	名 義 (カタカナで、記入して下さい)		※支払	年 月 日	
	口座番号		※決定金額	円	

(裏)

※ 8 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
<p>給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">官 職</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

注 ※印欄には記載しないこと。

様式第6号（第4条関係）

葬祭給付請求書

(表)

兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり葬祭給付を請求します。	請求年月日	年 月 日	
	(請求者) 住所 氏名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 死亡年月日 年 月 日	
4 葬祭給付請求金額 (給付基礎額) (A) 円 + × 30 = 円 (給付基礎額) (B) × 60 = 円 (A)(B)のうち <input type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B) 円 高い方の金額			
5 送 金 先	銀行名	※受理	年 月 日
	預金種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年 月 日
	名義 (カタカナ で、記入し て下さい)	※支払	年 月 日
	口座番号	※決定金額 円	

(裏)

※ 6 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

注 ※印欄には記載しないこと。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第4条関係）

休業給付請求書

(表)

		請求回数	第 回
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長)		請求年月日	年 月 日
下記のとおり休業給付を請求します。		(請求者) 住所 氏名	
1	協力援助者 住所 氏名	(年 月 日生)	
2	負傷又は発病の年月日	年 月 日	
3	請求日数	年 月 日 から 年 月 日 までのうち 日	
4	請求金額の計算	(給付基礎額) $\frac{60}{100}$ (日数) = 円	
5	休業給付請求金額	円	
※ 6 医 師 の 証 明	傷病名	現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	
	(請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかつたと認められる日数)	(業務に従事することができなかつたと認められる理由)	
	年 月 日 から 年 月 日 までのうち 日 上記のとおりであると認めます。		
	年 月 日	所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名	
7 送 金 先	銀行名	※受理	年 月 日
	預金種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 総合	※決定	年 月 日
	名義 (カタカナで、記入して下さい)	※支払	年 月 日
	口座番号	※決定金額 円	
		添付書類	枚

(裏)

※ 8 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印			

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 該当する□に✓印を記入すること。
 3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」欄の記載については、前回の請求後の分について記載すること。
 4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

様式第10号から様式第12号までを次のように改める。

様式第10号（第6条関係）

傷病給付年金請求書

(表)

		※ 年金証書の番号	第	号
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長) 下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日	年 月 日	
		(請求者) 住所 氏名		
1 協力援助者				
住所				
氏名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日				
年 月 日				
3 傷病等級		4 傷病等級該当年月日		
第 級		年 月 日		
5 傷病の名称、部位及びその状態				
6 既存障害の部位及びその程度				
7 日常生活の状態				
8 傷病給付年金請求金額				
(給付基礎額)		(倍数)		
円 ×		=		円
9 添付する書類その他の資料名				
※受理	年 月 日	※決定	年 月 日	※決定金額
				円

(裏)

※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記載すること。
 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第11号（第6条関係）

障害給付年金請求書

（表）

		※年金証書の番号	第	号
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長)		請求年月日	年	月 日
下記のとおり障害給付年金の支給の決定を請求します。		(請求者) 住所		
		氏名		
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治癒年月日 年 月 日		
4 障害等級		第 級		
5 障害の部位及びその程度				
6 既存障害とその程度				
7 障害給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍数) 円 × = 円				
8 添付する書類その他の資料名				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定金額 円

(裏)

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円
	内 訳	基 準 額		円
		扶 養 親 族	子	人
	そ の 他		人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 「5 障害の部位及びその程度」欄の記載事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記載すること。
 3 「6 既存障害とその程度」欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記載するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。
 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

様式第12号（第6条関係）

遺族給付年金請求書

(表)

		※ 年金証書の番号		第 号		
		請求年月日		年 月 日		
兵庫県公安委員会 殿 (兵庫県警察本部長)		(請求者又は代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との関係				
下記のとおり遺族給付年金の支給の決定を請求します。						
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)						
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			3 死亡年月日 年 月 日			
4 請求の理由		<input type="checkbox"/> 協力援助者の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出産 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考

(裏)

7 遺族給付年金請求年額の計算	(給付基礎額) × (倍数) × $\frac{1}{\text{(請求者の数)}}$ =	円			
8 遺族給付年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合	円			
	代表者を選任した場合	(7の請求金額) × (請求者の数) = 円			
9 添付する書類その他の資料名					
※ 10 給付基礎額の証明	給付基礎額		円		
	内 訳	基準額		円	
		扶養親族	子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名			印	
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	※決定金額 円		

- 注 1 ※印欄には記載しないこと。該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」欄の備考には、その者が請求者であるときは㊟、その者が代表者であるときは㊠、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは㊡、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊢と明記すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。